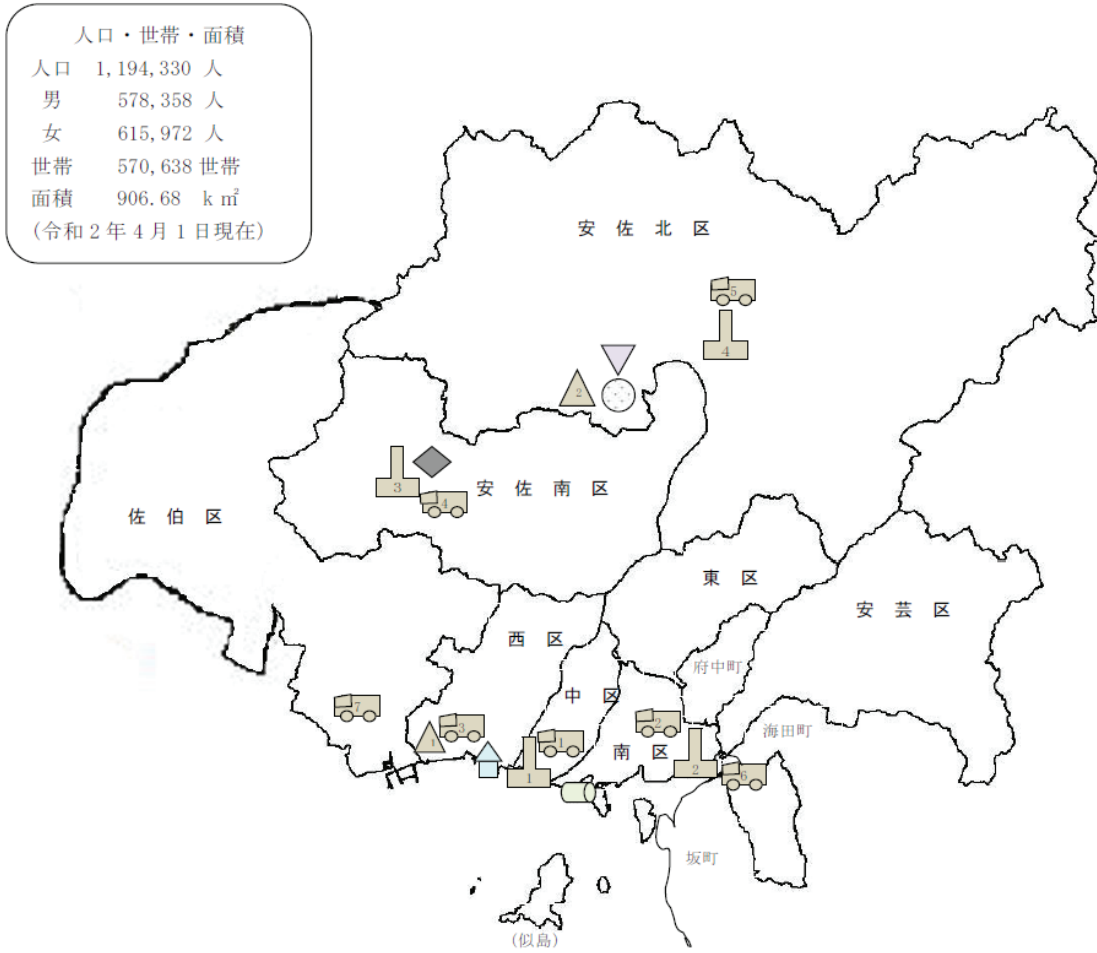


資料編

目次

資料 1	広島市廃棄物処理施設等位置図.....	1
資料 2	災害廃棄物処理実行計画（第 5 版）.....	2
資料 3	積替場図面.....	13
資料 4	一次仮置場図面.....	16
資料 5	二次仮置場図面.....	30
資料 6	宅地内の土砂撤去に関する要望受付書.....	35
資料 7	土砂等の撤去に関する同意書.....	36
資料 8	被災家屋の撤去に関する同意書.....	37
資料 9	自費撤去の費用償還申請書.....	39

資料1 広島市廃棄物処理施設等位置図



環境事業所		1	中環境事業所	ごみ最終処分場		玖谷埋立地
		2	南環境事業所	資源ごみ選別施設		1 西部リサイクルプラザ
		3	西環境事業所	せん定枝再生処理施設		2 北部資源選別センター
		4	安佐南環境事業所	大型ごみ破碎処理施設		植木せん定枝リサイクルセンター
		5	安佐北環境事業所	し尿収集関連施設		し尿収集車管理センター
		6	安芸環境事業所			
		7	佐伯環境事業所	し尿等投入施設		西部水資源再生センター し尿等投入施設
ごみ焼却施設		1	中工場			
		2	南工場			
		3	安佐南工場			
		4	安佐北工場(平成31年4月～稼働停止中)			

平成30年7月豪雨災害に伴う
広島市災害廃棄物処理実行計画

平成30年8月31日（策定）

平成30年10月31日（改定）

平成31年4月25日（改定）

令和元年10月31日（改定）

令和2年12月25日（改定）

広島市

目 次

第1章 処理方針及び計画の基本的事項	1
1.1 目 的	1
1.2 計画の位置付け	1
1.3 災害廃棄物処理方針	1
1.4 対象区域	1
1.5 災害廃棄物の処理期限	1
1.6 災害廃棄物等の発生見込量	2
第2章 処理計画	3
2.1 仮置場等の設置	3
2.2 災害廃棄物等の処理フロー	6
第3章 作業計画	7
3.1 片付けごみの収集運搬・処理	7
3.2 土砂混じりがれきの撤去・仮置き・処理	7
3.3 遺失物及び思い出の品の管理	9
第4章 計画の見直し	9
4.1 計画の見直し	9

第1章 処理方針及び計画の基本的事項

1.1 目的

平成30年7月豪雨により、広島市域では、真砂土と呼ばれる風化花崗岩層の広がる山すそ部分を中心とした地区において、土砂崩れ等による多大な被害が発生した。これらの地区では、膨大な量の片付けごみや土砂混じりがれき（以下「災害廃棄物」という。）が発生しており、今後の復旧・復興に向けた取組の支障となっている状況にある。

本計画は、市内で発生した災害廃棄物を、迅速かつ適切に処理するために必要な事項を定めることを目的とする。

1.2 計画の位置付け

本計画は、現時点で推計した災害廃棄物の発生見込量を基に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画として作成したものである。今後、災害廃棄物の測量や組成調査を行うとともに、適宜、本計画の改定を行うものとする。

1.3 災害廃棄物処理方針

災害廃棄物の処理方針を以下のように定める。

■ 災害廃棄物処理方針

- ① 市民の生活環境の保全
- ② 迅速な処理
- ③ 経費削減努力
- ④ 既存施設の活用
- ⑤ 関係機関との協力

1.4 対象区域

本計画の対象区域は、広島市域のうち、土砂崩れによる家屋損壊や河川氾濫等による床上・床下浸水が発生している区域とする。

本計画で扱う対象は、これらの対象区域で発生している災害廃棄物とする。

1.5 災害廃棄物の処理期限

- ・ 災害廃棄物の処理期限は、令和3年3月末までとする。
- ・ 被災現場の災害廃棄物は、一部の損壊家屋等を除いて令和2年3月末までに撤去し、仮置場等に搬入する。
- ・ 仮置場に搬入した災害廃棄物は、可能な限り分別して適正に処理する。

- ・ 仮置場から処理施設への搬出は、平成30年8月より開始し、全ての仮置場の仮置きは、令和2年3月末までに解消する。
- ・ 被災現場からの撤去が令和2年4月以降となった災害廃棄物は、処理期限内に個別に処理する。

1.6 災害廃棄物等の発生見込量

災害廃棄物等の発生見込量については、表1に示すとおりである。

表 1 災害廃棄物等の発生見込量（分別後）

種 類	具体例	処理方法	見込量(t)
可燃物	繊維類、紙、資源化不可能な木くず等の可燃系廃棄物	焼却	3,912
柱角材	柱、梁、壁材などの廃木材	再資源化 焼却	2,927
不燃物	ガラスくず、陶磁器くず等の不燃系廃棄物	埋立て	758
廃プラスチック類	プラスチック製品など	焼却	103
コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトがらなど	再資源化	5,964
金 属	鉄骨や鉄筋、アルミ材など	再資源化	590
流 木	市街地に流入した流木	再資源化	2,649
土砂、岩石	市街地に流入した土砂、岩石	再資源化又は 埋立て	260,186
選別残さ	混合廃棄物などの選別の際に生じる残さ	埋立て	47,071
合 計			324,160

第2章 処理計画

2.1 仮置場等の設置

(1) 仮置場等の定義

以下の目的により仮置場等を定義する。

表 2-1 仮置場及び積替場の定義

区分	定義	住民からの受入
積替場	被災現場から処理施設等への廃棄物等の効率的な運搬のため、廃棄物等の一時保管及び積替えを行う場所	不可
一次仮置場	被災現場から廃棄物を早期に撤去・搬出するため、廃棄物の一時保管及び粗選別を行う場所	一部で可
二次仮置場	被災現場や仮置場からの廃棄物を集約し、粗選別や処理施設への搬出調整のための継続的な保管を行う場所	可

(2) 積替場の設置

被災現場から収集・撤去した災害廃棄物等の一時保管及び積替えのため、表 2-2 及び図 2-1 のとおり、積替場を設置した。

表 2-2 積替場一覧

	名称等	所在地	面積 (ha)	積替 開始日	積替 終了日	概要
1	矢野新町グラウンド	安芸区矢野新町一丁目	0.4	H30.7.21	H30.9.28	片付けごみの一時保管及び積替え
2	太田川河川敷	安佐南区川内一丁目	0.15	H30.7.23	H30.8.27	土砂混じりがれき等の一時保管及び積替え

※ 積替場の面積について、本誌では一部修正して整理している。

(3) 一次仮置場の設置

被災現場から撤去した災害廃棄物等の一時保管及び粗選別等を行うため、表2-3及び図2-1のとおり、一次仮置場を設置した。

表 2-3 一次仮置場一覧

番号	名称等	所在地	面積 (ha)	搬入 開始日	搬出 完了日	搬入物の種類				
						片付け ごみ	がれ き類	土砂 混じり がれき	土 砂	流 木
1	高速5号事業用地	東区温品一丁目	0.6	H30.7.10	H30.10.31				○	○
2	消防局福田消防訓練場	東区福田町	0.3	H30.7.11	H30.8.9				○	
3	出島東公園	南区出島一丁目	1.2	H30.7.10	H30.8.31		○	○	○	○
4	中山公園	安佐北区落合四丁目	1.0	H30.7.8	H30.10.9				○	
5	可部運動公園	安佐北区可部町勝木	1.4	H30.7.10	H30.12.10			○	○	○
6	水道局高陽浄水場	安佐北区落合南六丁目	0.4	H30.7.12	R1.5.11			○	○	○
7	矢野南学校予定地	安芸区矢野南三丁目	2.3	H30.7.7	H30.11.5		○	○	○	○
8	みどり中央公園	安芸区瀬野西四丁目	0.7	H30.7.15	H30.9.3		○		○	○
9	畑賀公園	安芸区畑賀町	0.5	H30.7.17	H31.2.23		○	○	○	○
10		安芸区	0.2	H30.7.7	H30.9.20				○	
11	中野第二公園	安芸区中野三丁目	0.1	H30.7.9	H30.8.17	○	○	○	○	○
12	海田町事業用地	安芸郡海田町寿町	0.1	H30.8.2	R1.5.2		○	○	○	○
13	大河原廃川敷	安佐北区白木町井原	0.9	H30.7.20	R1.10.26		○	○	○	○
合計			9.7	搬入物別仮置場数		1	7	8	13	10

(4) 二次仮置場の設置

被災現場や仮置場の廃棄物を集約し、継続的な保管及び粗選別を行うため、表2-4及び図2-1のとおり、二次仮置場を設置した。

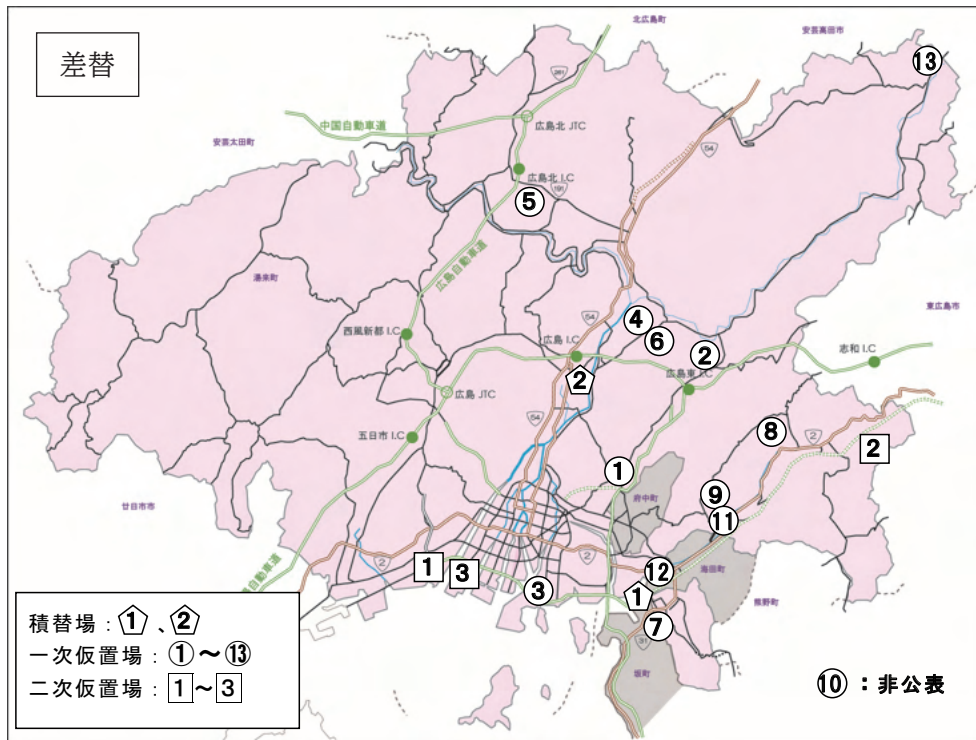
表 2-4 二次仮置場一覧

番号	名称等	所在地	面積 (ha)	搬入 開始日	搬出 完了日	搬入物の種類				
						片付け ごみ	がれ き類	土砂 混じり がれき	土 砂	流 木
1	西部水資源再生センター事業用地	西区扇二丁目	2.0	H30.7.18	R2.3.13		○	○	○	○
2	瀬野川運動公園	安芸区上瀬野町	1.3	H30.7.13	R1.6.24		○	○	○	○
3	西飛行場跡地事業用地	西区観音新町四丁目	5.3	H30.7.27	H31.4.5		○	○	○	○
合計			8.6	搬入物別仮置場数		0	3	3	3	3

※ 一次仮置場の「海田町事業用地」は、本誌では「広島南道路・県道矢野海田線事業用地」として整理している。

※ 二次仮置場の面積について、本誌では一部修正して整理している。

図 2-1 仮置場等位置図

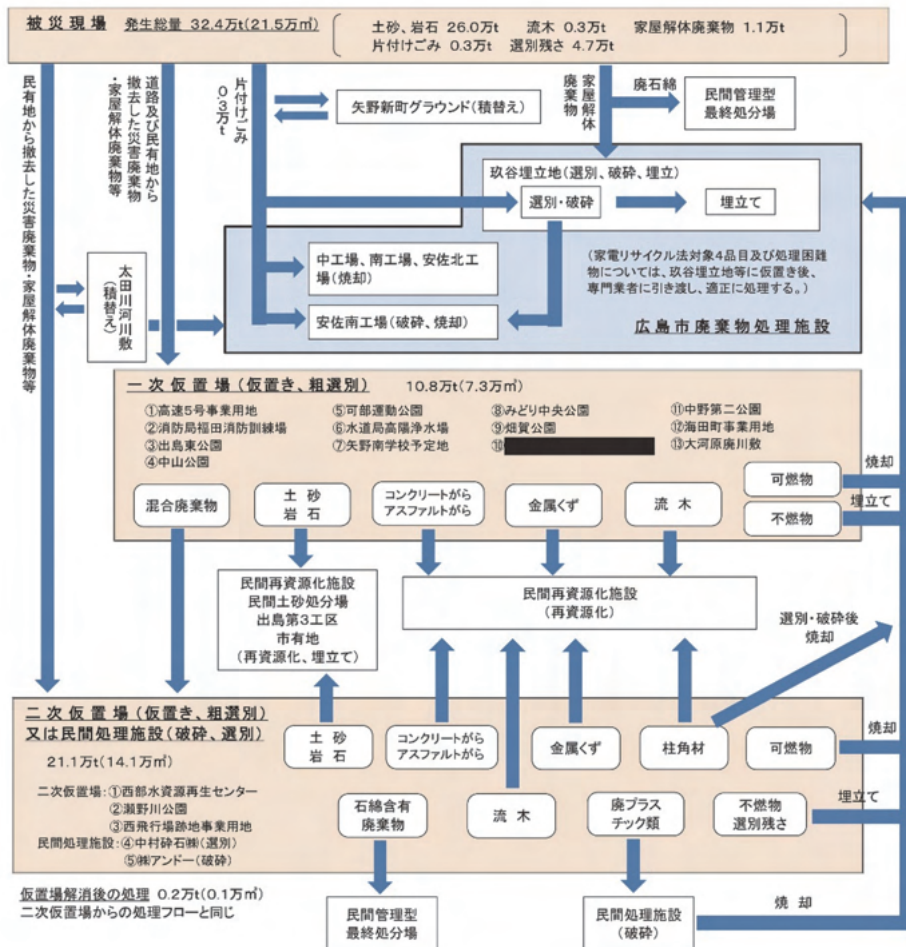


※ 非公表の仮置場があるため、図面を差し替えて掲載している。

2.2 災害廃棄物等の処理フロー

災害廃棄物等の処理フローを図2-2に示す。

図 2-2 災害廃棄物等処理フロー



第3章 作業計画

3.1 片付けごみの収集運搬・処理

(1) 収集運搬

- ・ 被災現場に排出された片付けごみを、収集車で収集する。
- ・ 本市廃棄物処理施設において処理可能なものは、原則、被災現場から直接搬入する（可燃ごみは焼却施設へ、大型ごみは安佐南工場大型ごみ破碎処理施設へ、不燃ごみは玖谷埋立地へそれぞれ搬入する。）。
- ・ 混合ごみについては、玖谷埋立地へ搬入する（玖谷埋立地において選別、破碎等の処理を行う。）。
- ・ 安芸区の被災現場において排出された片付けごみについては、原則、積替場へ搬入し、粗選別を行った後、大型車両に積み替えて安佐南工場大型ごみ破碎処理施設又は玖谷埋立地へ搬入する。
- ・ 家電リサイクル法対象機器及び処理困難物については、玖谷埋立地等に搬入する。

(2) 処理

- ・ 可燃ごみは、焼却施設において焼却処理する。
- ・ 大型ごみは、安佐南工場大型ごみ破碎処理施設において破碎処理する。
- ・ 不燃ごみは、玖谷埋立地において埋立処分する。
- ・ 混合ごみは、玖谷埋立地において重機及び手作業による選別を行った後、可燃性の大型ごみについては、移動式破碎機で破碎処理を行う。種類ごとに分けられた廃棄物を、それぞれ次のように処理する。
 - 可燃ごみ… 安佐南工場焼却施設に搬入し、焼却処理
 - 不燃性の大型ごみ… 安佐南工場破碎処理施設に搬入し、破碎処理
 - 家電リサイクル法対象機器… 指定引取場所において引渡し
 - 処理困難物… 専門業者に委託し適正処理
 - 不燃ごみ及び選別残さ… 玖谷埋立地で埋立処分
- ・ 安佐南工場大型ごみ破碎処理施設等に搬入された家電リサイクル法対象機器や処理困難物についても、指定引取場所での引渡し又は専門業者への委託を行い、適正に処理する。

3.2 土砂混じりがれきの撤去・仮置き・処理

(1) 撤去

- ・ 土砂が家屋等を巻き込み発生した土砂混じりがれきについては、被災現場から撤去し、仮置場に搬入する。
- ・ 生活環境の保全上特に撤去が必要とされる半壊以上の被災家屋については、住民からの申請により、市で撤去し、その処理を行う。
- ・ 被災家屋の解体により発生した廃棄物のうち廃石綿については、仮置場に搬入せず、解体現場から直接、民間管理型最終処分場に搬入し、埋立処分を行う。

(2) 仮置場での仮置き

- ・ 一次仮置場では、スケルトンなどの重機による簡易な粗選別を行い、廃棄物の種類ごとに、それぞれ処分場や再資源化施設等へ搬出する。
- ・ 簡易な粗選別を行ってもなお混合状態の廃棄物については、二次仮置場へ搬出する。
- ・ 二次仮置場では、さらに振動式選別機や手選別などにより選別を行い、それぞれ処分場や再資源化施設等へ搬出する。
- ・ 仮置場からの搬出に際しては、鋼板の設置、タイヤ洗浄機の導入及び散水等を行い、粉じんの発生・飛散による作業環境及び周辺環境の悪化の防止措置を行う。

(3) 民間処理施設での中間処理

- ・ 破砕等が必要な廃棄物については、民間処理施設へ搬入して破砕・選別等の中間処理を行う。
- ・ 選別の区分は、「(4) 最終処分等」のとおり。

(4) 最終処分等

- ・ 仮置場での選別や民間処理施設での中間処理を行い、種類ごとに分けられた廃棄物を、それぞれ次のように処理する。
 - 土砂・岩石… 民間再資源化施設で再資源化又は民間土砂処分場、広島港出島地区埋立3工区又は市公共工事の埋立材として埋立処分
 - コンクリートがら、アスファルトがら、金属くず及び流木… 民間再資源化施設で再資源化
 - 柱角材… 民間再資源化施設で再資源化又は玖谷埋立地で破砕処理後、本市焼却施設で焼却処理
 - 不燃物及び選別残さ… 玖谷埋立地で埋立処分
 - 可燃物… 本市焼却施設で焼却処理
 - 石綿含有廃棄物… 民間管理型最終処分場で埋立処分
 - 家電リサイクル法対象機器… 指定引取場所において引渡し

3.3 遺失物及び思い出の品の管理

災害廃棄物の選別の過程で発見された物品については、次のとおり取り扱う。

(1) 遺失物について

現金類、貴金属類、個人情報物件（写真を除く。）などの遺失物は、所轄の警察署へ届け出る。

(2) 思い出の品について

思い出の品（遺失物以外のもので、ある程度原型を留めて発見されたもの）は、環境局環境政策課において保管し、所有者に返却する。

第4章 計画の見直し

4.1 計画の見直し

- ・ 本計画は、迅速に災害廃棄物の処理を進めるため、現時点での災害廃棄物発生見込量を推計し、それを基に処理方針等を定めたものである。
今後、発生見込量や処理施設の能力等を考慮し、適宜、計画の見直しを行う。

資料3 積替場図面

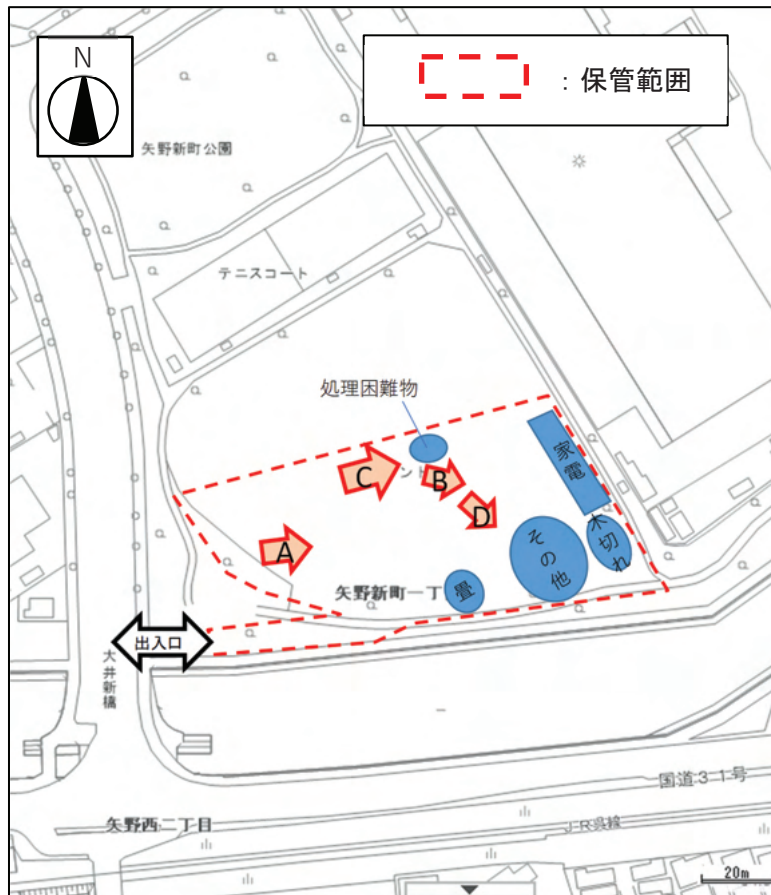
表 積替場一覧

番号	名称等	所在地	面積 (ha)	積替 開始日	積替 終了日	概要
1	矢野新町 グラウンド	安芸区 矢野新町 一丁目	0.4	H30.7.21	H30.9.28	片付けごみの一時 保管及び積替え
2	太田川河川敷	安佐南区 川内一丁目	0.7	H30.7.23	H30.8.27	がれき混じり土砂 等の一時保管及び 積替え

1 【矢野新町グラウンド（安芸区矢野新町一丁目）】

（面積：0.4ha／設置期間：H30.7.21～H30.9.28／概要：片付けごみの一時保管及び積替え）

【平面図】



【写真】

平成30年8月1日時点

A：全景



B：家電四品目、木切れ



C：処理困難物



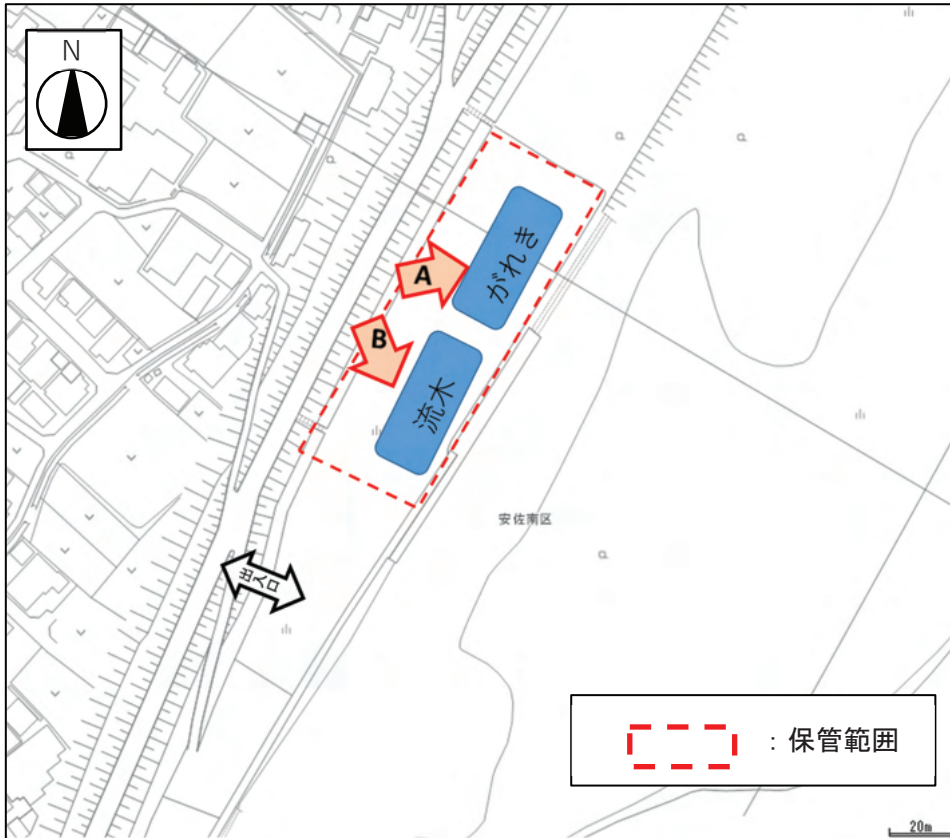
D：その他



2 【太田川河川敷（安佐南区川内一丁目）】

（面積：0.7ha／設置期間：H30.7.23～H30.8.27／概要：がれき混じり土砂等の一時保管及び積替え）

【平面図】



【写真】

A：がれき



B：流木



資料4 一次仮置場図面

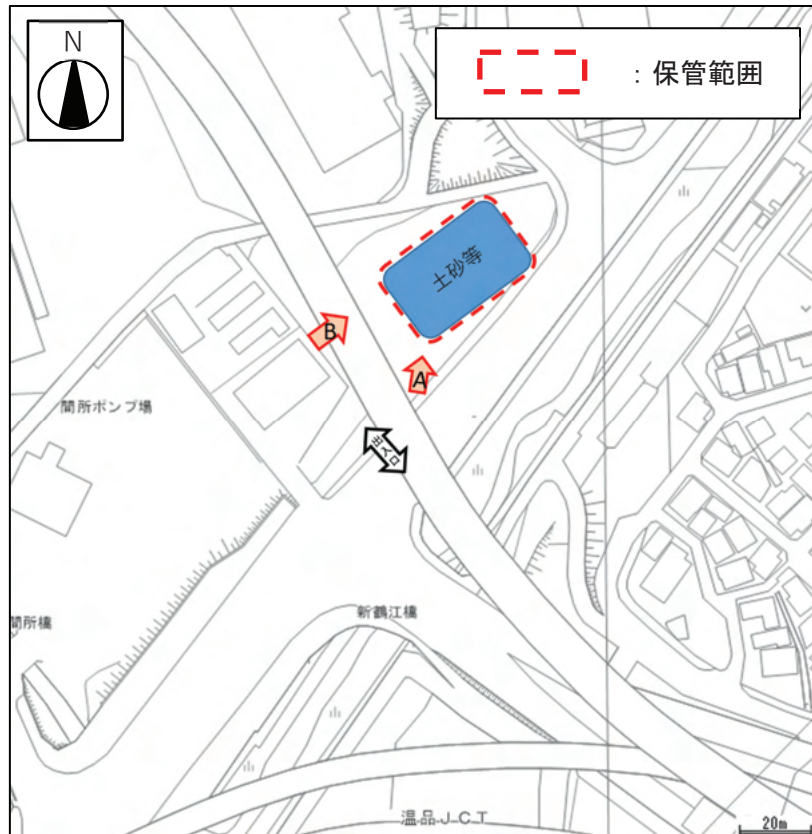
表 一次仮置場一覧

番号	名称等	所在地	面積 (ha)	搬入 開始日	搬出 完了日	搬入物の種類				
						片付け ごみ	がれき 類	がれき 混じり 土砂	土砂	流木
1	高速5号 事業用地	東区 温品一丁目	0.6	H30.7.10	H30.10.31				○	○
2	消防局 福田消防訓練場	東区 福田町	0.3	H30.7.11	H30.8.9				○	
3	出島東公園	南区 出島一丁目	1.2	H30.7.10	H30.8.31		○	○	○	○
4	中山公園	安佐北区 落合四丁目	1.0	H30.7.8	H30.10.9				○	
5	可部運動公園	安佐北区 可部町勝木	1.4	H30.7.10	H30.12.10			○	○	○
6	水道局 高陽浄水場	安佐北区 落合南六丁目	0.4	H30.7.12	R 1.5.11			○	○	○
7	矢野南学校 予定地	安芸区 矢野南三丁目	2.3	H30.7.7	H30.11.5		○	○	○	○
8	みどり中央 公園	安芸区 瀬野西四丁目	0.7	H30.7.15	H30.9.3		○		○	○
9	畑賀公園	安芸区 畑賀町	0.5	H30.7.17	H31.2.23		○	○	○	○
10	民間事業用地	安芸区	0.2	H30.7.7	H30.9.20				○	
11	中野第二公園	安芸区 中野三丁目	0.1	H30.7.9	H30.8.17	○	○	○	○	○
12	広島南道路・ 県道矢野海田線 事業用地	安芸郡 海田町寿町	0.1	H30.8.2	R 1.5.2		○	○	○	○
13	大河原廃川敷	安佐北区 白木町井原	0.9	H30.7.20	R 1.10.26		○	○	○	○
合 計			9.7	搬入物別仮置場数		1	7	8	13	10

1 【高速5号事業用地（東区温品一丁目）】

(面積：0.6ha／設置期間：H30.7.10～H30.10.31／搬入物の種類：土砂・流木)

【平面図】



【写真】

A：土砂等



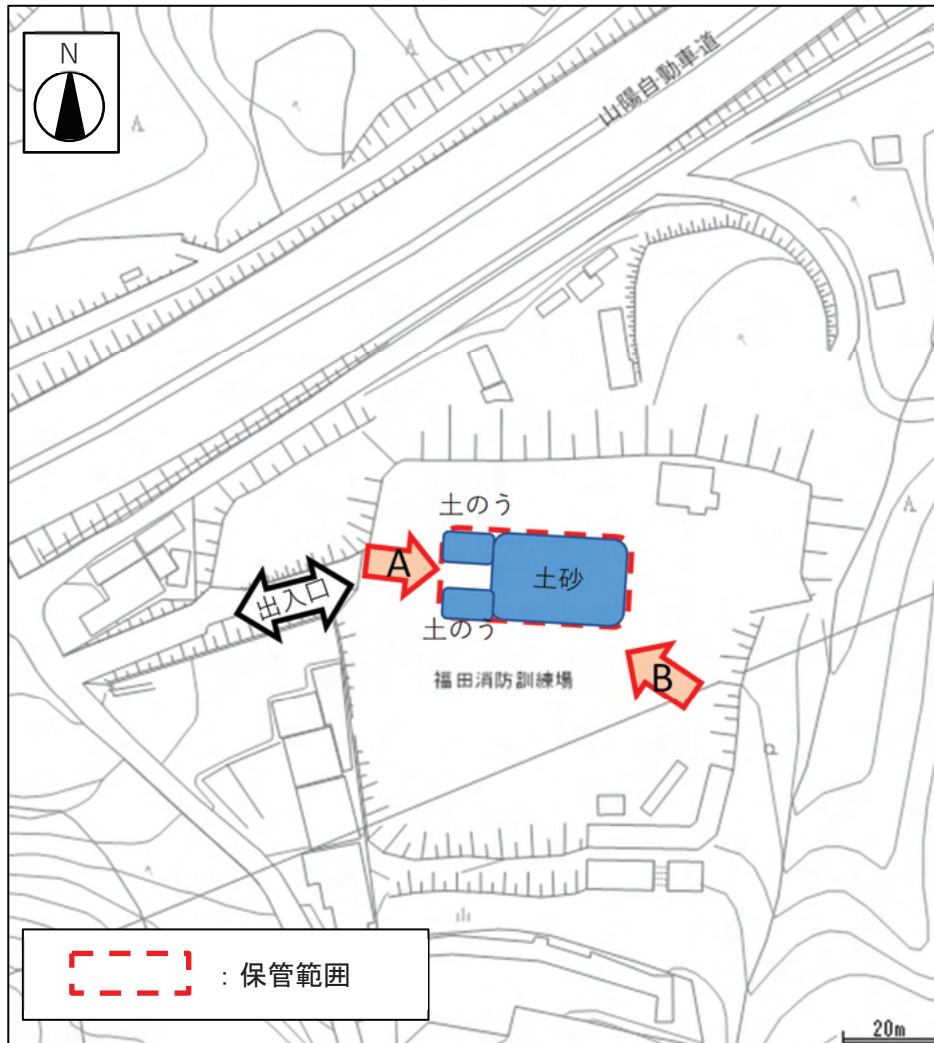
B：土砂等



2 【消防局福田消防訓練場（東区福田町）】

（面積：0.3ha／設置期間：H30.7.11～H30.8.9／搬入物の種類：土砂）

【平面図】



【写真】

平成 30 年 7 月 24 日時点

A：土砂、土のう



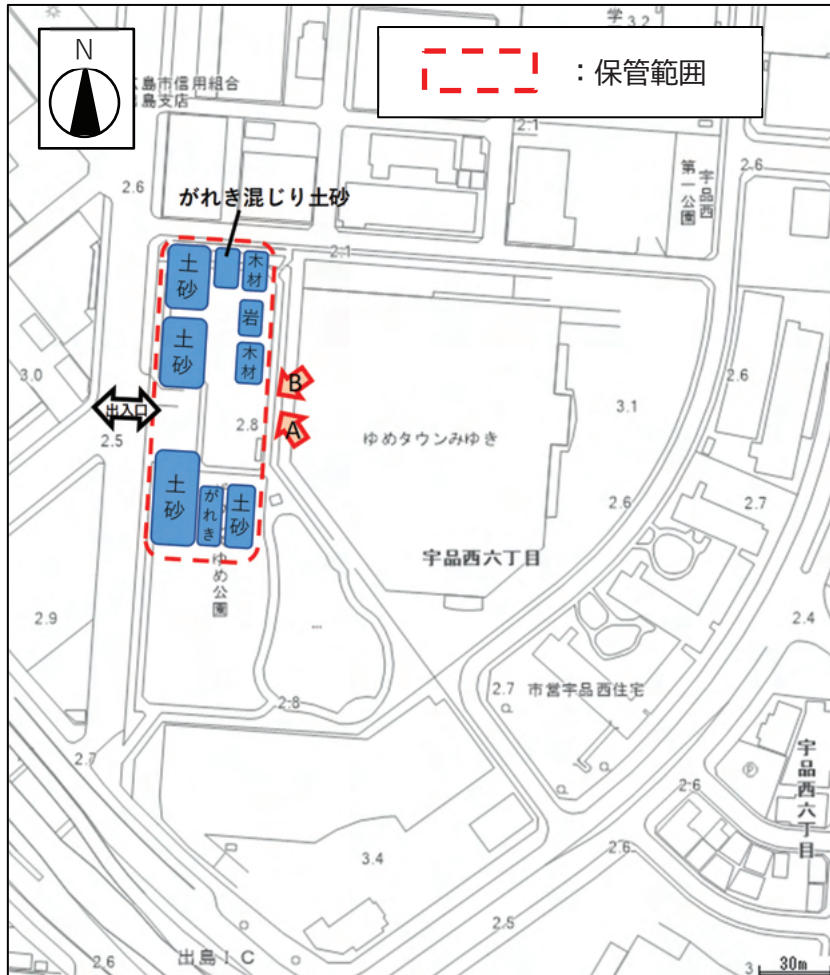
B：土砂、土のう



3 【出島東公園（南区出島一丁目）】

（面積：1.2ha／設置期間：H30.7.10～H30.8.31／搬入物の種類：がれき類・がれき混じり土砂・土砂・土砂・流木）

【平面図】



【写真】

平成30年7月17日時点

A：土砂、木材、がれき混じり土砂

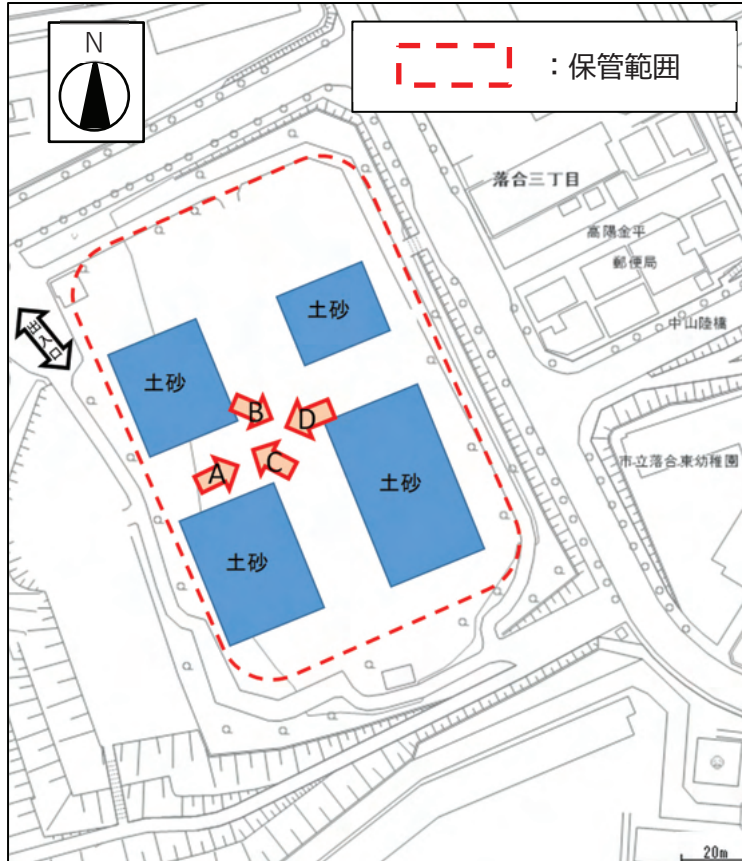
B：土砂、がれき



4 【中山公園（安佐北区落合四丁目）】

（面積：1.0ha／設置期間：H30.7.8～H30.10.9／搬入物の種類：土砂）

【平面図】



【写真】

平成 30 年 8 月 17 日時点

A：土砂



B：土砂



C：土砂



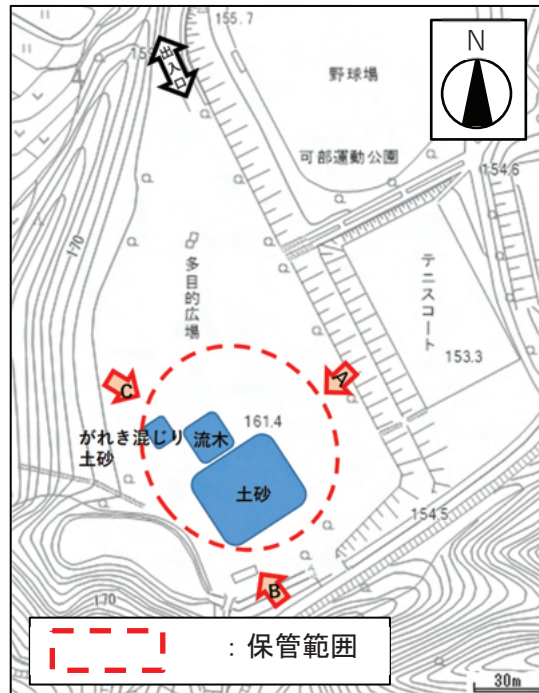
D：土砂



5 【可部運動公園（安佐北区可部町勝木）】

（面積：1.4ha／設置期間：H30.7.10～H30.12.10／搬入物の種類：がれき混じり土砂・土砂・流木）

【平面図】



【写真】

平成30年10月9日時点

A：土砂・流木



B：土砂・がれき混じり土砂



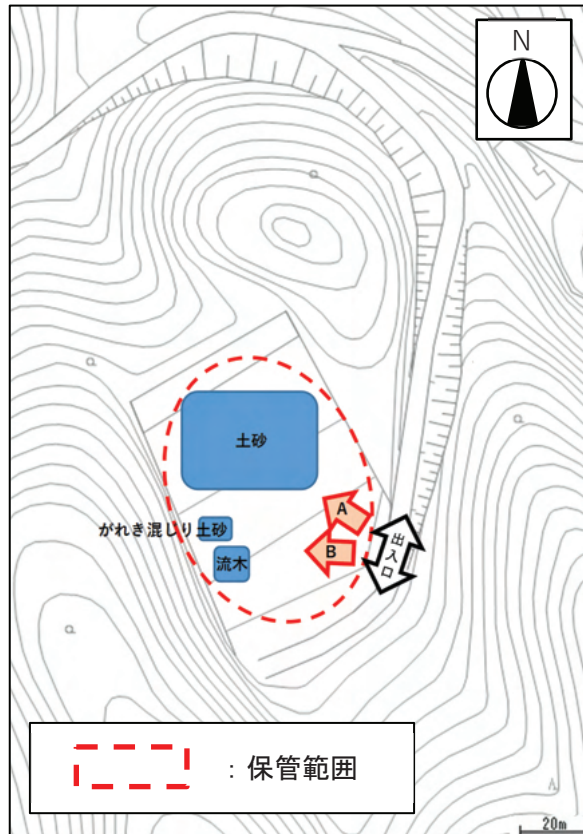
C：流木・がれき混じり土砂



6 【水道局高陽浄水場（安佐北区落合南六丁目）】

（面積：0.4ha／設置期間：H30.7.12～R1.5.11／搬入物の種類：がれき混じり土砂・土砂・流木）

【平面図】



平成 30 年 10 月 9 日時点

【写真】

A：土砂



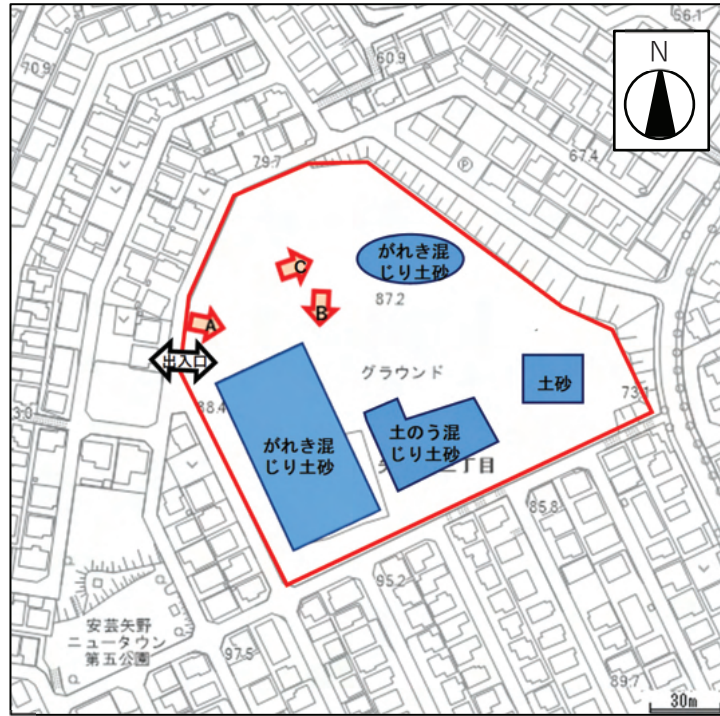
B：流木・がれき混じり土砂



7 【矢野南学校予定地（安芸区矢野南三丁目）】

（面積：2.3ha／設置期間：H30.7.7～H30.11.5／搬入物の種類：がれき類・がれき混じり土砂・土砂・流木）

【平面図】



【写真】

平成30年10月2日時点

A：全体図



B：がれき混じり土砂



C：場内に点在している土砂（がれき混じり土砂）



8 【みどり中央公園（安芸区瀬野西四丁目）】

（面積：0.7ha／設置期間：H30.7.15～H30.9.3／搬入物の種類：がれき類・土砂・流木）

【平面図】



【写真】

平成 30 年 7 月 22 日時点

A：土砂



B：土のう



C：がれき類、流木



9 【畑賀公園（安芸区畑賀町）】

（面積：0.5ha／設置期間：H30.7.17～H31.2.23／搬入物の種類：がれき類・がれき混じり土砂・土砂・流木）

【平面図】



【写真】

平成 30 年 11 月 8 日時点

A：全景



B：流木



C：土砂、岩石



D：がれき類



10【民間事業用地（安芸区）】

（面積：0.2ha／設置期間：H30.7.7～H30.9.20／搬入物の種類：土砂）

【平面図】

（私有地のため非公表）

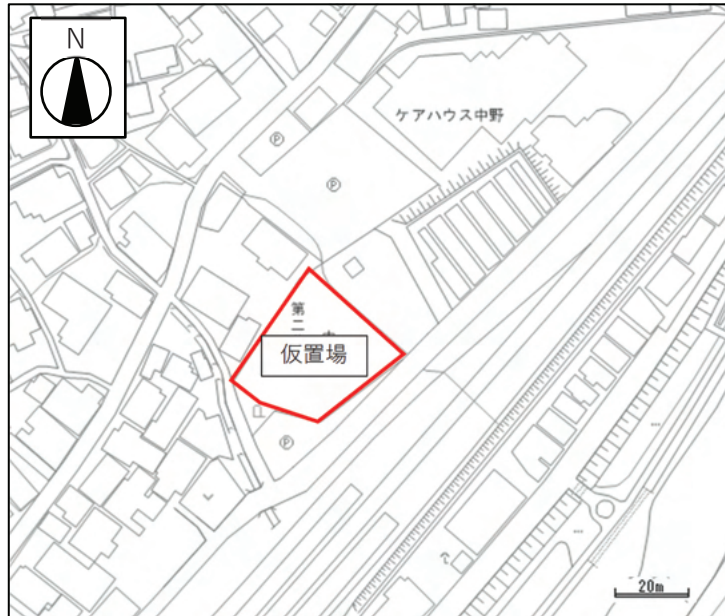
【写真】

（私有地のため非公表）

1 1 【中野第二公園（安芸区中野三丁目）】

（面積：0.1ha／設置期間：H30.7.9～H30.8.17／搬入物の種類：片付けごみ・がれき類・がれき混じり土砂・土砂・流木）

【平面図】



【写真】

平成 30 年 7 月 22 日時点

A：土砂



C：片付けごみ等



B：土のう



1 2 【広島南道路・県道矢野海田線事業用地（安芸郡海田町寿町）】

（面積：0.1ha／設置期間：H30.8.2～R1.5.2／搬入物の種類：がれき類・がれき混じり土砂・土砂・流木）

【平面図】



（地形図：海田町提供）

【写真】

平成 30 年 10 月 15 日時点

A：土砂

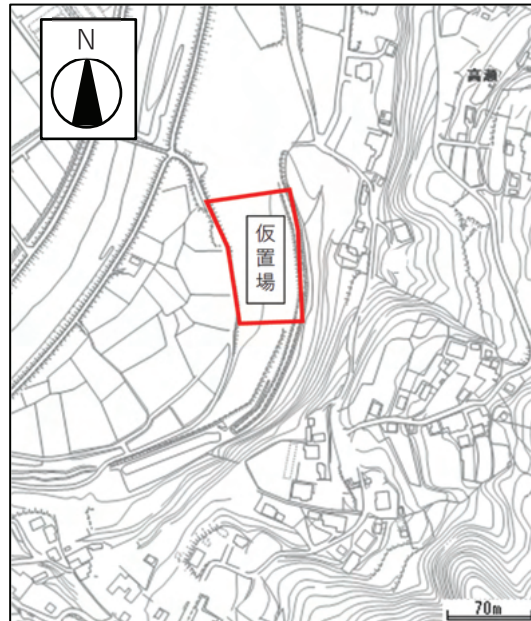
B：がれき



1 3 【大河原廃川敷（安佐北区白木町井原）】

（面積：0.9ha／設置期間：H30.7.20～R1.10.26／搬入物の種類：がれき類・がれき混じり土砂・土砂・流木）

【平面図】



【写真】

平成 30 年 10 月 1 日時点

A：がれき混じり土砂、がれき類、流木

B：がれき混じり土砂、がれき類



C：土砂、がれき混じり土砂、がれき類



資料5 二次仮置場図面

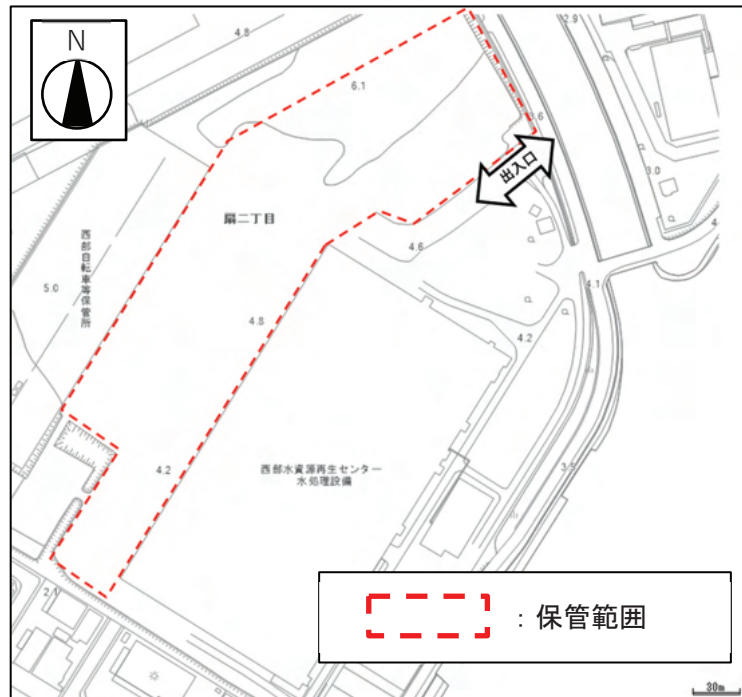
表 二次仮置場一覧

番号	名称等	所在地	面積 (ha)	搬入 開始日	搬出 完了日	搬入物の種類				
						片付け ごみ	がれき 類	がれき 混じり 土砂	土砂	流木
1	西部水資源 再生センター	西区 扇二丁目	2.0	H30.7.18	R 2.3.13		○	○	○	○
2	瀬野川公園	安芸区 上瀬野町	1.6	H30.7.13	R 1.6.24		○	○	○	○
3	西飛行場跡地 事業用地	西区 観音新町四丁目	5.3	H30.7.27	H31.4.5		○	○	○	○
合 計			8.9	搬入物別仮置場数		0	3	3	3	3

1 【西部水資源再生センター（西区扇二丁目）】

（面積：2.0ha／設置期間：H30.7.18～R2.3.13／搬入物の種類：がれき類・がれき混じり土砂・土砂・流木）

【平面図】



【写真】

平成 30 年 10 月 18 時点

A：土砂



B：がれき



C：木



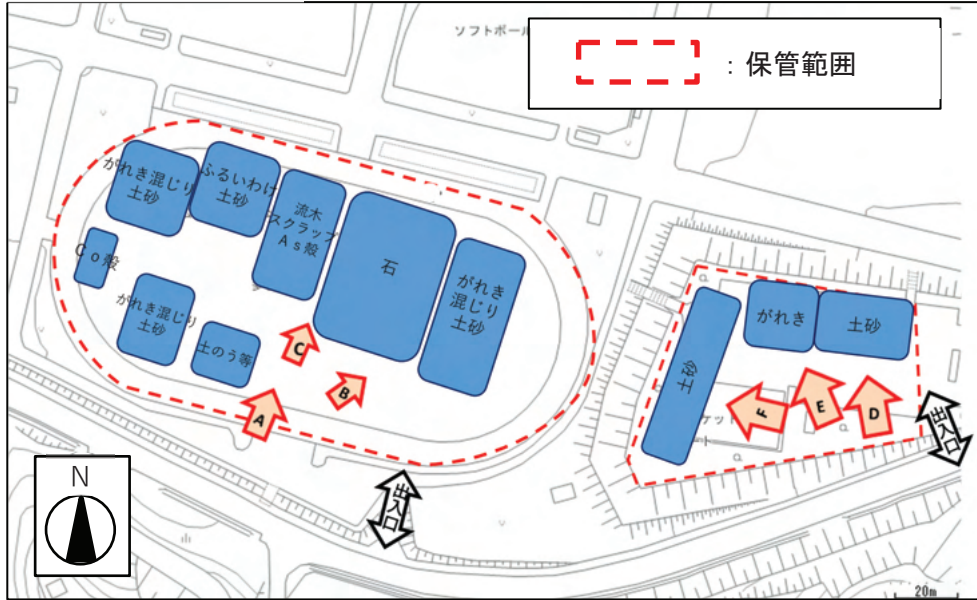
D：石



2 【瀬野川公園（安芸区上瀬野町）】

（面積：1.6ha／設置期間：H30.7.13～R1.6.24／搬入物の種類：がれき類・がれき混じり土砂・土砂・流木）

【平面図】



【写真】

平成 30 年 9 月 5 日時点

A：全体図



B：がれき混じり土砂、石

C：流木、スクラップ



【写真】

平成 30 年 10 月 15 日時点

D：土砂



E：がれき



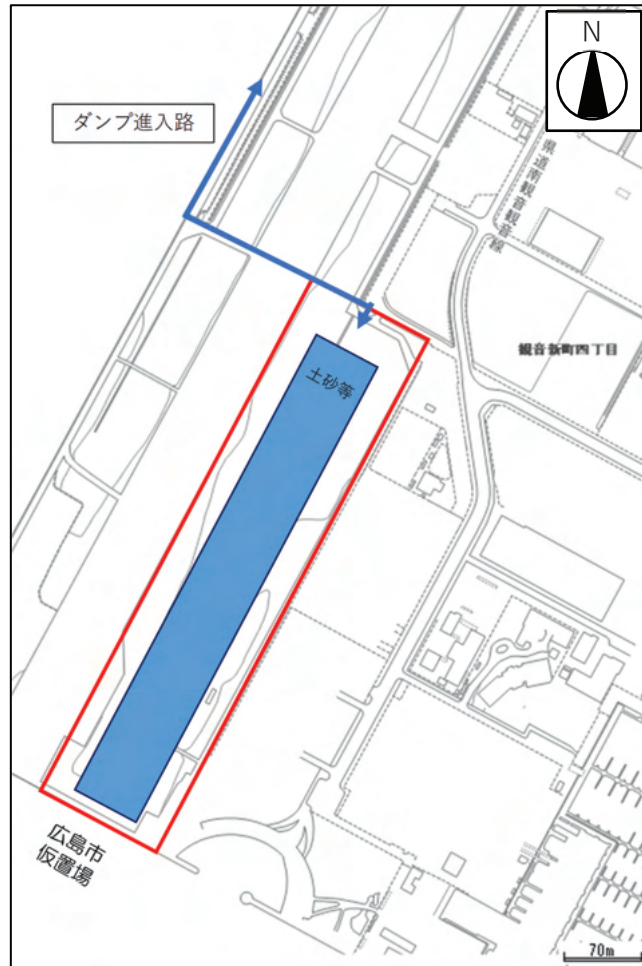
F：土砂



3 【西飛行場跡地事業用地（西区観音新町四丁目）】

（面積：5.3ha／設置期間：H30.7.27～H31.4.5／搬入物の種類：がれき類・がれき混じり土砂・土砂・流木）

【平面図】



【写真】

平成 30 年 7 月 31 日時点

A：がれき、がれき混じり土砂、岩石



B：がれき混じり土砂



資料6 宅地内の土砂撤去に関する要望受付書

宅地内の土砂撤去に関する要望受付票 以下の一覧にご記入ください。(分かる範囲で構いません。)	
名前(姓名)	
住所	
電話番号(携帯)	
作業場所(住所など)	
作業内容	土砂・石・木・がれき(○で囲んで下さい)
規模(どれくらいの量か?)	
<small>記載例:土のう8袋分の土砂 縦2m×横2m×高さ1mの土砂 など</small>	
建設機械(バックホウ等)が必要な作業ですか?	建設機械が 必要・必要なし・わからない (○で囲んで下さい)
作業をする希望の時期	
<p>○折り返し電話をしますので現地での立ち会いをお願いします。</p> <p>○この受付に関する問い合わせは受付番号 番とお伝え下さい。</p> <p>問い合わせ先: 広島市下水道局河川防災課(082)504-2377</p> <p><u>ここから下は記入しないでください</u></p> <p>受付者(所属・名前)</p> <p>立会者(所属・名前)</p>	
<p>受付日時(月 日 時 分頃)</p> <p>立会済□ 立会日時(月 日 時 分頃)</p> <p>対応済□ 対応日(月 日):対応結果内容</p>	

必ずご記入ください。

分かるところを記入してください。

受付番号 _____

市提出用

本市へ土砂等の撤去を要望された方へ

今回の大雨により、がれきや土砂が堆積した土地は、被災者の方の大切な財産であることに十分理解していますが、大規模な土石流が発生した地区すべての方の土地を、できるだけすみやかに復旧するため、作業のための事前調査や養生を十分に行うことができません。

本市で、土砂等を撤去する場合、土地の整正、やむを得ず工作物を破損、堆積土砂等に紛れた財産を処分してしまう場合があります。

また、すべての土砂等を取り除けない場合もあります。

上記のこと、その他広島市や施工業者から説明した内容に

同意 して、広島市へ工事を依頼します。

令和元年 月 日

住所 広島市 _____ 区 _____

氏名 _____ 連絡先 (_____) _____

依頼場所 ・ 広島市 _____ 区 _____

・ 上記の住所と同じ

・ 広島市職員に現地で説明した範囲

広島市整理番号

市提出用

被災家屋の撤去に関する同意について

平成30年7月豪雨により発生した土石流や大規模な河川氾濫により全壊、大規模半壊又は半壊認定の罹災証明を受けた被災家屋については、二次災害の防止と早期の復旧・復興を図るため、家屋の権利者からの依頼に基づき、広島市が土砂等の撤去工事にあわせて当該被災家屋を撤去します。

撤去の依頼に際しては、次のことに同意をお願いします。

- ・ 撤去工事の際にやむを得ず、工作物等の破損、堆積土砂や当該家屋に紛れた財産を破損または処分する可能性があります。また、すべての被災家屋に係わるがれき等を取り除けない場合もあります。
- ・ 作業内容等について、請負業者より直接連絡をさせていただく場合があります。
- ・ 当該家屋に抵当権が付されている場合は、撤去について抵当権者の承諾が必要となるため、抵当権者の承諾書を併せて提出していただく必要があります。
- ・ 登記されていない家屋については固定資産課税台帳の「床面積」及び「構造」を確認させていただきます。
- ・ 撤去後の建物滅失登記については広島市と広島法務局において手続きさせていただきます。

上記のこと及び広島市職員が説明した内容について、当該家屋の権利者の代表として同意し、広島市へ当該家屋及び宅地内の土砂等の撤去を依頼します。

令和 年 月 日

住所 広島市 区

氏名 連絡先 ()

依頼場所 ・ 広島市 区

・ 上記住所と同じ

・ 広島市職員に現地で説明した範囲

広島市整理番号 _____

令和 年 月 日

承 諾 書

下記建物を解体・撤去し、建物滅失登記を申請することについて承諾します。

記

不動産番号 _____

所 在 広島市 区 _____

家屋番号 _____

種 類 _____

構 造 _____

床 面 積 1階 _____ m²、 2階 _____ m²

抵当権者

(住所) _____

(名称) _____

(代表者) _____ 印

資料9 自費撤去の費用償還申請書

(1) 被災民有地内流入災害廃棄物自費撤去の費用償還申請書

様式8号(第6条関係)

被災民有地内流入災害廃棄物自費撤去の費用償還申請書

平成 年 月 日

広島市長様

申請者

ふりがな
氏名
※法人の場合、
名称及び代表

印

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

住所 (〒 -)
※住居票上の住所
ではなく、郵便が
届く場所

電話番号 () -
※日中に連絡が
つくもの

所有者との
関係 本人 本人以外 ()

平成30年7月豪雨災害により下記の民有地内に流入した土砂混じりがれきなどの災害廃棄物について、生活環境保全上支障が生じたため、既に撤去しました。
つきましては、災害廃棄物の撤去費用について、負担していただきますよう申請します。

記

被災民有地の所在地	<input type="checkbox"/> 上記住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる 所在地 (区)	
撤去した被災民有地の数・種類	計 〃 箇所	<input type="checkbox"/> 住宅敷地 <input type="checkbox"/> 床下 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 ()
所有者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	(住所) ----- ふりがな (氏名・名称)
	<input type="checkbox"/> 申請者と異なる <small>※必ず委任状を提出してください。</small>	
撤去前の状況	具体的な状況を記載してください。 _____ _____ _____	
被災民有地の権利関係	(1) 共有者 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (自分以外の者 名) (2) 区分所有者 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (3) 権利関係 (賃借権、抵当権、根拠当権等) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ⇒ (内容: 権利者)	

撤去の状況	<p>(1) 撤去時期 契約日：平成 年 月 日 撤去開始：平成 年 月 日 撤去終了：平成 年 月 日</p> <p>(2) 撤去を委託した業者 業者名 _____ 所在地 _____ 電話番号 () - _____</p> <p>(3) 撤去に要した費用総額 _____円 (概)</p> <p>(4) 災害廃棄物の撤去数量 _____㎡</p> <p>(5) 床下の土砂等撤去 なし あり ※どちらかに○をしてください。ありに○をされた方は、以下についてもご記入ください。 床下の土砂等の撤去費 _____円 (概) 床下の土砂等撤去の作業員1人あたりの人件費 _____円 (概)</p>
添付書類	<p><input type="checkbox"/>被災民有地の所有者等であることが確認できる書類【原本】 〈例〉固定資産課税台帳登録事項証明書、登記事項（土地）全部事項証明書 所有者から申請者に撤去を委任された場合は委任されたことが確認できる書類など</p> <p><input type="checkbox"/>本人確認できる身分証明書【原本】 〈例〉運転免許証、健康保険証など</p> <p><input type="checkbox"/>施工状況が確認できる写真（撤去前、撤去中、撤去後）</p> <p><input type="checkbox"/>工事施工業者との契約及び工事内容がわかる内訳書*【原本】</p> <p>* 上記の「撤去の状況」に記載した撤去に要した費用総額が分かるもの</p> <p><input type="checkbox"/>当該撤去工事の領収書【原本】</p> <p><input type="checkbox"/>土砂掘りがれき等の処分先、撤去量が確認できるもの【原本】 〈例〉マニフェスト伝票</p> <p><input type="checkbox"/>被災状況図</p> <p><u>〈代理人が申請手続きを行う場合〉</u></p> <p><input type="checkbox"/>委任状【原本】</p> <p><input type="checkbox"/>委任者の印鑑登録証明書【原本】</p> <p>※申請時点において、その交付日から3ヶ月以内のものに限る。</p>

広島市に対して上記災害廃棄物の撤去費用の負担を申請するに当たり、次のことについて同意します。

- 1 この被災民有地内流入災害廃棄物自費撤去の費用償還申請書及びその添付書類について、事実と異なる記載があり、それにより広島市に損害が発生した場合には、申請者が責任を持って賠償すること。
- 2 上記の撤去に関して広島市が申請者に支払う費用は、広島市の算定基準に基づき算出した金額に照らし、上記の撤去のために必要と認められる費用に限られること。
- 3 上記被災民有地に関係する権利者との間で紛争が生じた場合は、申請者の責任において解決すること。
- 4 撤去の費用を支払う広島市のため、撤去した上記被災民有地に係る権利関係、固定資産税の評価、賦課、罹災状況及び撤去に関する情報について、必要な範囲で関係機関に照会すること。
- 5 本申請に係る調査のため、広島市職員が敷地内に立ち入ること。

氏名（自署）

印

(2) 被災建築物自費撤去の費用償還申請書

様式1号(第6条関係)

被災建築物自費撤去の費用償還申請書

平成 年 月 日

広島市長様

申請者

ふりがな
氏名

※法人の場合、
名称及び代表

印

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

住所 (〒 -)

※住居票上の住所
ではなく、郵便が
届く場所

電話番号 () -

※日中に連絡が
つくもの () -

所有者との
関係 本人 本人以外 ()

平成30年7月豪雨災害により損壊した下記の被災建築物について、生活環境保全上支障が生じたため、既に撤去しました。

つきましては、被災建築物の撤去費用について、負担していただきますよう申請します。

記

被災建築物の所在地	<input type="checkbox"/> 上記住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる 所在地 (区)	
撤去した被災建築物の 数・種類	計 _____ 棟	<input type="checkbox"/> 住居 <input type="checkbox"/> 非住居 (_____)
所有者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる <small>※必ず委任状を提出してください。</small>	(住所) _____ _____ ふりがな (氏名・名称)
	罹災証明書	<input type="checkbox"/> 取得済 (判定結果: <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊) <input type="checkbox"/> 未取得
撤去前の状況	<input type="checkbox"/> 既に倒壊していた <input type="checkbox"/> 他の家屋等に物的被害を生じさせていた <input type="checkbox"/> 家屋等の倒壊による人的・物的被害が生じるおそれがあった <input type="checkbox"/> その他 (_____)	
被災建築物 の権利関係	(1) 共有者 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (自分以外の者 _____ 名) (2) 区分所有者 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (3) 権利関係 (貸借権、抵当権、根拠当権等) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ⇒ (内容: 権利者 _____) 撤去に関する権利者の同意 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	

<p>撤去の状況</p>	<p>(1) 撤去時期 契約日：平成 年 月 日 撤去開始：平成 年 月 日 撤去終了：平成 年 月 日</p> <p>(2) 撤去を委託した業者 業者名 _____ 所在地 _____ 電話番号 (_____) _____</p> <p>(3) 撤去に要した費用総額 _____ 円 (概)</p> <p>(4) 被災建築物の撤去数量 _____ m³</p>
<p>添付書類</p>	<p><input type="checkbox"/> 罹災証明書【原本】 <input type="checkbox"/> 被災建築物の所有者等であることが確認できる書類【原本】 〈例〉固定資産課税台帳登録事項証明書、登記事項（建物）全部事項証明書 所有者から申請者に撤去を委任された場合は委任されたことが確認できる書類など <input type="checkbox"/> 本人確認できる身分証明書【原本】〈例〉運転免許証、健康保険証など <input type="checkbox"/> 施工状況が確認できる写真（撤去前、撤去中、撤去後） <input type="checkbox"/> 工事施工業者との契約及び工事内容がわかる内訳書*【原本】 ※ 上記の「撤去の状況」に記載した撤去に要した費用総額が分かるもの <input type="checkbox"/> 当該撤去工事の領収書【原本】 <input type="checkbox"/> 廃材等の処分先、撤去量が確認できるもの【原本】〈例〉マコフェストE票（写し） <input type="checkbox"/> 工事施工業者が発行する被災建築物の撤去証明書〈例〉建物滅失証明書 <input type="checkbox"/> 被災状況図</p> <p><u>〈代理人が申請手続きを行う場合〉</u> <input type="checkbox"/> 委任状【原本】 <input type="checkbox"/> 委任者の印鑑登録証明書【原本】 ※申請時点において、その交付日から3ヶ月以内のものに限る。</p> <p><u>〈共有者（相続手続き中の者を含む。）の代表者が申請手続きを行う場合〉</u> <input type="checkbox"/> 共有者及び相続人全員（代表者を除く。）の自費撤去に係る償還申請同意書【原本】 <input type="checkbox"/> 共有者及び相続人全員（代表者を除く。）の印鑑登録証明書【原本】 ※申請時点において、その交付日から3ヶ月以内のものに限る。</p> <p><u>〈所有者が死亡している場合〉</u> <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書【原本】 <input type="checkbox"/> 相続人全員（申請者を除く。）の自費撤去に係る償還申請同意書【原本】 <input type="checkbox"/> 相続人全員分の印鑑登録証明書【原本】 ※申請時点において、その交付日から3ヶ月以内のものに限る。 <input type="checkbox"/> 所有者が死亡していることが分かる書類【原本】〈例〉除籍簿本、戸籍簿本など <input type="checkbox"/> 相続人全員分の戸籍簿本【原本】</p> <p><u>〈法人格を持つ中小企業者及び公益法人等の代表者が申請手続きを行う場合〉</u> <input type="checkbox"/> 商業・法人登記簿謄本【原本】 ※申請時点において、その交付日から3ヶ月以内のものに限る。</p>

広島市に対して上記被災建築物の撤去費用の負担を申請するに当たり、次のことについて同意します。

- 1 この被災建築物自費撤去の費用償還申請書及びその添付書類について、事実と異なる記載があり、それにより広島市に損害が発生した場合には、申請者が責任を持って賠償すること。
- 2 上記の撤去に関して広島市が申請者に支払う費用は、広島市の算定基準に基づき算出した金額に照らし、上記の撤去のために必要と認められる費用に限られること。
- 3 上記被災建築物に関係する権利者との間で紛争が生じた場合は、申請者の責任において解決すること。
- 4 撤去の費用を支払う広島市のため、撤去した上記被災建築物に係る権利関係、固定資産税の評価、賦課、罹災状況及び撤去に関する情報について、必要な範囲で関係機関に照会すること。
- 5 本申請に係る調査のため、広島市職員が敷地内に立ち入ること。

氏名（自署）

印

(3) 被災建築物及び被災民有地内流入災害廃棄物自費撤去の費用償還申請書

様式16号(第6条関係)

被災建築物及び被災民有地内流入災害廃棄物自費撤去の費用償還申請書

平成 年 月 日

広島市長様

申請者

ふりがな
氏名

※法人の場合、
名称及び代表

印

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

住所 (〒 -)

※住居票上の住所
ではなく、郵便が
届く場所

電話番号 () -

※日中に連絡が
つくもの () -

所有者との
関係 本人 本人以外 ()

平成30年7月豪雨災害により損壊した下記の被災建築物及び民有地内に流入した土砂混じりがれきなどの災害廃棄物について、生活環境保全上支障が生じたため、既に撤去しました。

つきましては、被災建築物及び災害廃棄物の撤去費用について、負担していただきますようお願いいたします。

記

被災建築物の所在地	<input type="checkbox"/> 上記住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる 所在地 (区)	
撤去した被災建築物の 数・種類	計 ____ 棟	<input type="checkbox"/> 住居 <input type="checkbox"/> 非住居 ()
所有者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる <small>※必ず委任状を提出してください。</small>	(住所) ----- ふりがな (氏名・名称)
	<input type="checkbox"/> 取得済 (判定結果: <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊) <input type="checkbox"/> 未取得	
撤去前の状況	<input type="checkbox"/> 既に倒壊していた <input type="checkbox"/> 他の家屋等に物的被害を生じさせていた <input type="checkbox"/> 家屋等の倒壊による人的・物的被害が生じるおそれがあった <input type="checkbox"/> その他 ()	
被災建築物 の権利関係	(1) 共 有 者 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (自分以外の者 名) (2) 区分所有者 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (3) 権 利 関 係 (貸借権、抵当権、根拠当権等) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ⇒ (内容: 権利者) 撤去に関する権利者の同意 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	

被災民有地の所在地	<input type="checkbox"/> 上記住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる 所在地（ 区 ）	
撤去した被災民有地の数・種類	計 ____ か所	<input type="checkbox"/> 住宅敷地 <input type="checkbox"/> 床下 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他（ ）
所有者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる <small>※必ず委任状を提出してください。</small>	 (住所) ----- ふりがな (氏名・名称)
撤去前の状況	具体的な状況を記載してください。 _____ _____ _____	
被災民有地の権利関係	(1) 共有者 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（自分以外の者 名） (2) 区分所有者 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (3) 権利関係（貸借権、抵当権、根拠当権等） <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ⇒（内容：権利者 ）	
撤去の状況	(1) 撤去時期 契約日：平成 年 月 日 撤去開始：平成 年 月 日 撤去終了：平成 年 月 日 (2) 撤去を委託した業者 業者名 _____ 所在地 _____ 電話番号（ ） — _____ (3) 撤去に要した費用総額 円 〆 (4) 被災建築物の撤去数量 m ³ (5) 災害廃棄物の撤去数量 m ³ (6) 床下の土砂等撤去 なし あり ※どちらかに○をしてください。ありに○をされた方は、以下についてもご記入ください。 床下の土砂等の撤去費 円 〆 床下の土砂等撤去の作業員1人あたりの人件費 円 〆	

添付書類	<input type="checkbox"/> 罹災証明書【原本】 <input type="checkbox"/> 被災建築物、被災民有地の所有者等であることが確認できる書類【原本】 〈例〉固定資産課税台帳登録事項証明書、登記事項（建物）全部事項証明書 所有者から申請者に撤去を委任された場合は委任されたことが確認できる書類など <input type="checkbox"/> 本人確認できる身分証明書【原本】〈例〉運転免許証、健康保険証など <input type="checkbox"/> 施工状況が確認できる写真（撤去前、撤去中、撤去後） <input type="checkbox"/> 工事施工業者との契約及び工事内容がわかる内訳書※【原本】 ※ 上記の「撤去の状況」に記載した撤去に要した費用総額が分かるもの <input type="checkbox"/> 当該撤去工事の領収書【原本】 <input type="checkbox"/> 廃材等の処分先、撤去量が確認できるもの【原本】〈例〉マニフェスト伝票（写し） <input type="checkbox"/> 工事施工業者が発行する被災建築物の撤去証明書〈例〉建物滅失証明書 <input type="checkbox"/> 被災状況図 <u>〈代理人が申請手続きを行う場合〉</u> <input type="checkbox"/> 委任状【原本】 <input type="checkbox"/> 委任者の印鑑登録証明書【原本】 ※申請時点において、その交付日から3ヶ月以内のものに限る。 <u>〈共有者（相違手続き中の者を含む。）の代表者が申請手続きを行う場合〉</u> <input type="checkbox"/> 共有者及び相続人全員（代表者を除く。）の自費撤去に係る償還申請同意書【原本】 <input type="checkbox"/> 共有者及び相続人全員（代表者を除く。）の印鑑登録証明書【原本】 ※申請時点において、その交付日から3ヶ月以内のものに限る。 <u>〈所有者が死亡している場合〉</u> <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書【原本】 <input type="checkbox"/> 相続人全員（申請者を除く。）の自費撤去に係る償還申請同意書【原本】 <input type="checkbox"/> 相続人全員分の印鑑登録証明書【原本】 ※申請時点において、その交付日から3ヶ月以内のものに限る。 <input type="checkbox"/> 所有者が死亡していることが分かる書類【原本】〈例〉除籍簿本、戸籍簿本など <input type="checkbox"/> 相続人全員分の戸籍謄本【原本】 <u>〈法人格を持つ中小企業者及び公益法人等の代表者が申請手続きを行う場合〉</u> <input type="checkbox"/> 商業・法人登記簿謄本【原本】 ※申請時点において、その交付日から3ヶ月以内のものに限る。
------	--

広島市に対して上記被災建築物及び災害廃棄物の撤去費用の負担を申請するに当たり、次のことについて同意します。

- 1 この被災建築物及び被災民有地内流入災害廃棄物の自費撤去の費用償還申請書及びその添付書類について、事実と異なる記載があり、それにより広島市に損害が発生した場合には、申請者が責任を持って賠償すること。
- 2 上記の撤去に関して広島市が申請者に支払う費用は、広島市の算定基準に基づき算出した金額に照らし、上記の撤去のために必要と認められる費用に限られること。
- 3 上記被災建築物及び被災民有地に関係する権利者との間で紛争が生じた場合は、申請者の責任において解決すること。
- 4 撤去の費用を支払う広島市のため、撤去した上記被災建築物及び被災民有地に係る権利関係、固定資産税の評価、賦課、罹災状況及び撤去に関する情報について、必要な範囲で関係機関に照会すること。
- 5 本申請に係る調査のため、広島市職員が敷地内に立ち入ること。

氏名（自署）

印

平成 30 年 7 月豪雨に伴う
広島市の災害廃棄物処理の記録

発 行
令和 3 年 3 月
環境省中国四国地方環境事務所
広島市

編 集
三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社